

# 調布市簡易発注方式発注書

事前協議(下見積等)の方法  
□FAX □電子メール  その他(窓口) )  
特記事項「窓口にて商品と金額をこの書面で確認済み」 )

備考

- 備考

  - 1 調布市簡易発注方式とは、税込20万円未満であり、かつ、業務委託でない契約について、市担当部署と事業者とで事前協議のうえ、確定した内容を市担当部署から事業者へ通知することにより発注を行うものです。
  - 2 調布市簡易発注方式における書類の取扱いは次のとおりです。
    - ・請書は、不要です。
    - ・請求書は、納品・完了後に御提出ください(電子メールによる提出も可)。
    - ・見積書は、既に事前協議で金額の確認がでていますので不要です。
  - 3 この発注に係る支払いは、適正な請求書の提出を受けた日から30日以内に行います。
  - 4 上記の内容に疑義がある場合は、受注前に市担当部署へ御連絡ください。

※この書式によらない場合は、「調布市簡易発注方式」の表記と、この文言を明示する必要があります。

# 調布市簡易発注方式発注書

事前協議(下見積等)の方法  
☑FAX ☐電子メール ☐その他 ( )  
特記事項 [ ]

備考

- 備考

  - 1 調布市簡易発注方式とは、税込20万円未満であり、かつ、業務委託でない契約について、市担当部署と事業者とで事前協議のうえ、確定した内容を市担当部署から事業者へ通知することにより発注を行うものです。
  - 2 調布市簡易発注方式における書類の取扱いは次のとおりです。
    - ・請書は、不要です。
    - ・請求書は、納品・完了後に御提出ください(電子メールによる提出も可)。
    - ・見積書は、既に事前協議で金額の確認がでていますので不要です。
  - 3 この発注に係る支払いは、適正な請求書の提出を受けた日から30日以内に行います。
  - 4 上記の内容に疑義がある場合は、受注前に市担当部署へ御連絡ください。

※この書式によらない場合は、「調布市簡易発注方式」の表記と、この文言を明示する必要があります。

## 調布市簡易発注方式発注書

事前協議(下見積等)の方法  
□FAX  電子メール  その他 ( )  
特記事項 [ ]

備者

- 備考

  - 1 調布市簡易発注方式とは、税込20万円未満であり、かつ、業務委託でない契約について、市担当部署と事業者とで事前協議のうえ、確定した内容を市担当部署から事業者へ通知することにより発注を行うものです。
  - 2 調布市簡易発注方式における書類の取扱いは次のとおりです。
    - ・請求書は、不要です。
    - ・請求書は、納品・完了後に御提出ください(電子メールによる提出も可)。
    - ・見積書は、既に事前協議で金額の確認ができますので不要です。
  - 3 この発注に係る支払いは、適正な請求書の提出を受けた日から30日以内に行います。
  - 4 上記の内容に疑義がある場合は、受注前に市担当部署へ御連絡ください。

※この書式によらない場合は、「調布市簡易発注方式」の表記と、この文言を明示する必要があります。